

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年7月10日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本食品危害研究所

(2) 代表者名

小崎 俊司

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、消費者に対する食品の安全な供給体制確立を喫緊かつ緊急の国民的課題と認識し、食品の製造・調理・加工工程および流通・販売の過程において発生し得る危害または危害要因を調査・研究するとともに、その防除または制御のための施工技術、検査技術、監視技術等をソフト・ハード両面から研究・開発を進めることによって、食品関連企業への効果的かつ高度な品質管理システムの導入を支援し、併せて消費者ならびに食品関連従事者の衛生管理についての意識の高揚と知識の習得ならびに衛生管理技術の向上を図り、もって医療・福祉・保健・衛生・環境分野における公益に資することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年6月30日

(文化市民局地域自治推進室)